

# 福祉用品一時貸出事業 実施要綱

## 【目的】

第1条 本事業は、在宅の重度身体障害者（児）及び介護が必要な人に対し、各種サービスを利用できるまで一時的に福祉用品を貸出することにより、日常生活の行動範囲を拡大すると共に、社会参加の回復及び家族の介護軽減を図ることを目的とする。

## 【実施主体】

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人久米島町社会福祉協議会（以下『社協』という）とする。

## 【対象者】

第3条 対象者は、重度身体障害者（児）及び介護が必要な者、外傷により一時的に介護が必要な者とする。

## 【貸出の手続き】

第4条 貸出を受けようとする者は、借用申請書（様式第1号）及び借用契約書（様式第2号）を社協会長に提出するものとする。

## 【貸出期間】

第5条 貸出期間は、原則として2ヶ月以内とする。介護認定者で制度を利用できる者は、貸出期間を延長することは出来ない。

## 【貸出の利用料】

第6条 利用料は無料とする。但し、ベッドに付属するマットカバーを借用する場合、クリーニングし返却するものとする。

## 【借用・返却時の運搬】

第7条 原則として介護用品の受け渡しは保管場所とし、自宅までの運搬・搬入は借用者本人で行うこととする。但し、人手が足りない場合はスタッフ等を手配できるよう配慮する。

## 【損害賠償】

第8条 利用者が、故意または過失により福祉用品を損傷若しくは、滅失したときはその損害を賠償しなければならない。但し、社協会長が損害を賠償させることが適当でないときはその限りでない。

## 【貸出物品類】

第9条 貸出する物品類は下記のものとする。

- ・特殊寝台
- ・各種車イス
- ・各種歩行器
- ・エアマット
- ・シルバーカー
- ・アイマスク／白杖
- ・疑似体験セット
- ・各種杖